

中南米

統合深化へ進化する太平洋同盟

ジェトロ海外調査部中南米課 中畑 貴雄

メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの中南米太平洋岸4カ国が加盟する太平洋同盟（Alianza del Pacifico）の統合プロセスが加速している。4カ国首脳は2013年1月末の第6回首脳会合において、13年第1四半期までに二国間 FTA で貿易自由化の例外とされた品目について、域内における関税撤廃に向け道筋をつけた。太平洋同盟は複数の二国間 FTA を広域の経済統合に深化させる取り組みで、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）構想の中南米版ともいえる。

全加盟国との二国間 FTA 締結が条件

太平洋同盟は、自由貿易主義を通商政策の根幹に据える上記4カ国による経済統合である。2011年4月のリマ首脳宣言で創設が決まり、12年6月の第4回首脳会合で枠組協定に署名して発足した。加盟国間の貿易投資交流や経済発展、競争力強化のための財、サービス、資本、人の円滑な流れを阻害する要因を除去するために必要な政策の調整を行う同盟である。対外共通関税を軸とする関税同盟を志向するものではなく、むしろアジア太平洋地域との緊密な経済交流を実現することを目的としている。

太平洋同盟は開かれた統合体として後からの新規加盟を歓迎している。発足当初よりオブザーバー参加しているコスタリカとパナマは、「次期正規加盟国とな

ることを望むオブザーバー」（メキシコ経済省ロサウラ・カスタンニューダ国際交渉ユニット長）の位置付けだ。太平洋同盟に加盟するためには、全ての正規加盟国と FTA を発効させる必要がある（枠組協定第11条）。正規加盟4カ国は相互に二国間 FTA を発効させており（表1）、コスタリカも署名済みのペルーとの FTA を発効させ、交渉中のコロンビアとの FTA が実現すれば太平洋同盟への正規加入資格を得る。

譲許表の統一過程で関税メリットも

13年1月27日にサンティアゴで行われた第4回首脳会合では、13年3月末までに「関税協定」の交渉を終了することが合意された。関税協定とは、既存の FTA における品目別関税削減スケジュール（関税譲許表）を見直し、二国間で自由化の例外とされた品目についての関税撤廃も視野に入れた統一関税譲許表作成に関する協定である。

メキシコを例に挙げると、従来は対コロンビア FTA、対チリ FTA、対ペルー FTA で合計三つの譲許表があり、それぞれに自由化例外品目が設定されている。三つの譲許表を太平洋同盟加盟国に対して共通に適用される統一譲許表に一本化する過程で、自由化例外品目も見直される。4カ国首脳は、自由化例外品目を各加盟国のタリフライン（関税品目数）ベースで

10%未満に抑えることに合意しており、90%以上に相当する品目について関税協定の発効時点で即時撤廃されることになる。つまり、域内貿易の少なくとも90%以上が自由化される。10%未満の例外品目についても段階的に関税を

表1 太平洋同盟加盟国と初期オブザーバー国の FTA 締結状況

	正規加盟国				初期オブザーバー国	
	メキシコ	コロンビア	ペルー	チリ	コスタリカ	パナマ
メキシコ		発効 (95年1月)	発効 (12年2月)	発効 (99年8月)	発効 (95年1月)	無し
コロンビア	発効 (95年1月)		発効 (06年1月)	発効 (09年5月)	交渉中	交渉中
ペルー	発効 (12年2月)	発効 (06年1月)		発効 (09年3月)	署名 (11年5月)	発効 (12年5月)
チリ	発効 (99年8月)	発効 (09年5月)	発効 (09年3月)		発効 (02年2月)	発効 (08年3月)
コスタリカ	発効 (95年1月)	交渉中	署名 (11年5月)	発効 (02年2月)		発効 (08年11月)
パナマ	無し	交渉中	発効 (12年5月)	発効 (08年3月)	発効 (08年11月)	

注：□は発行済み
 資料：米州機構（OAS）貿易情報システム（SICE）、各国貿易担当省ウェブサイトなどを基に筆者作成

削減し、将来的に撤廃することを目指す。

統一譲許表の策定過程で、二国間 FTA の自由化例外品目の見直しが行われる。二国間 FTA で関税削減の対象とならなかった品目でも、太平洋同盟では削減対象となり得る。また、メキシコ・ペルー FTA (12 年 2 月発効) のように発効時期がごく最近の FTA では、関税撤廃実現までに時間がかかる品目が存在するが、それらについても、太平洋同盟の交渉過程で関税撤廃が前倒しされる可能性もある。メキシコからペルーへの乗用車輸出を例に見よう。二国間 FTA ではメキシコ製完成車のペルー側関税は、06 年時点の MFN 関税率 (12%) からの 9 年間で 10 回に分けて撤廃される。このため、16 年までは関税削減メリットが全くない (表 2)。しかし、太平洋同盟の交渉過程で、例えばペルーが乗用車を即時自由化品目に設定すれば、13 年中にも 6% の関税削減メリットが生まれる。

「原産地規則に関する協定」の交渉も 13 年 3 月末までに終了させることで合意が成った。メキシコ経済省によれば、この協定は「二国間 FTA で個別に定められていた原産地規則を統一し、4 カ国の原産地累積も認める」という内容とされる。複数あった原産地規則が統一されることで、利用企業にとって原産性の把握が容易になるだけではない。4 カ国全体で原産地の累積が可能となる。例えばメキシコ製の自動車部品を利用したコロンビア製の乗用車をチリに輸出する場合に、従来のコロンビアーチリ間の原産地累積に加え、メキシコで製造された自動車部品の段階から「太平洋同盟の原産品」と扱われることになり、原産地規則をクリアすることが以前よりも容易になろう。

人の移動では具体的成果も

太平洋同盟は外務大臣と貿易担当大臣から成る「閣僚審議会」を意思決定機関とし、必要に応じて次官級の「高級事務レベルグループ」(GAN) の会合を招集できることになっている (枠組協定第 4 条)。GAN の下には「市場アクセス」「貿易円滑化及び税関協力」など個別交渉テーマ別の「作業部会」を設置。メキシコ経済省によると、作業部会と GAN は月に 1 回程度

表2 メキシコ・ペルー FTA 関税撤廃スケジュール (メキシコの対象ペルー主要輸出品目)

(単位: %)

品名	MFN	ベース	カテゴリー	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
カラーテレビ	6.0	12.0	A	0.0									
乗用車	6.0	12.0	C	10.8	9.6	8.4	7.2	6.0	4.8	3.6	2.4	1.2	0.0
医薬品	6.0	12.0	A	0.0									
冷蔵庫	13.0	20.0	B	16.0	12.0	8.0	4.0	0.0					
シャンプー	6.0	12.0	B	9.6	7.2	4.8	2.4	0.0					

注1: FTA 税率が一般 (MFN) 税率を上回る場合は MFN 税率が適用される

注2: 関税は発効年の2月1日を除き、毎年1月1日に削減される

資料: ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) 関税率検索サイト、メキシコ・ペルー FTA 条文を基に筆者作成

表3 太平洋同盟の委員会・作業部会

作業部会・委員会名称	テーマ	議長国
作業部会 (Grupo de Trabajo)		
貿易と統合	関税撤廃、原産地規則	チリ
人の移動・出入国円滑化	出入国手続・商用ビザ取得円滑化	メキシコ
サービスと資本	サービス (専門、金融、輸送など) の域内取引促進	コロンビア
経済協力	加盟国間の経済協力促進	ペルー
政府調達	政府調達における内国民待遇の付与	チリ
規制緩和	貿易・投資に関連する規制の緩和と協調	コロンビア
委員会 (Comité)		
知的財産権	知財侵害取り締りに関する協力、原産地呼称などの保護	メキシコ
運用・制度	枠組協定・合意事項の運用、紛争処理	ペルー

注: 2013年2月時点

資料: メキシコ経済省ラテンアメリカ地域交渉課へのヒアリングを基に筆者作成

開催される。「閣僚審議会」は枠組協定では「年に最低 1 回開催」と規定されているものの、実際は 4~5 カ月に 1 回は開催している。首脳会合は 4 カ国首脳が一堂に集まれる時機を見て開催。次回会合は 5 月 24 日にコロンビアのカリで開催される予定だ。現在の議長国はチリだが、持ち回りで年に 1 度交代する。次回のカリ首脳会合時にはコロンビアが議長国となる。

13 年 1 月 27 日の第 6 回首脳会議では、関税協定や原産地規則に関する協定を除く現在交渉中の分野について、上半期中に交渉を終了することが合意された。現時点で交渉が大きく進展しているテーマについてメキシコ経済省に確認したところ、「人の移動」(出入国の円滑化) と「サービス」の分野が進んでいるという (表 3)。「人の移動」については、加盟国間でビザなしの入国 (滞在期間 180 日まで) を相互に認めるように制度改定し、12 年 11 月に発効している。今後は、ビジネスパーソンの移動がより円滑になりそうだ。

「サービス」については、金融や通信、専門サービス (弁護士、会計士など) の域内取引拡大を目指す。具体的なプロジェクトとしては、ラテンアメリカ統一証券市場 (MILA: コロンビア、ペルー、チリが参加する統一証券市場) へのメキシコ証券市場 (BMV) の統合計画が進展しているという。

JS